

復興大臣からの指示事項（要旨）

平成28年10月7日

復興庁

東日本大震災から5年半が経過し、本年度は「復興・創生期間」の初年度となる。この「復興・創生期間」において、農林水産業や観光業などの産業・生業（なりわい）の再生の大前提となる風評対策に、政府一体となって全力で取り組むとともに、取組のフォローアップをより一層緊密に行うこと。

指示事項1. 正確で効果的な情報発信、輸入規制解除に向けた取組の強化

- (1) 平成27年産の福島県産米の全袋検査において基準値を超えたものはゼロであった。このような事実を含めた食品の放射性物質検査結果や空間線量の低減結果等について、より一層、正確で効果的な情報発信に努めること。
- (2) 各種資料の多言語化や国別の戦略を立て、在外公館や国際会議の場等を活用し、諸外国・地域の輸入規制解除に向けた働きかけを徹底すること。

指示事項2. 被災地産品の販路拡大の促進

- (1) 風評により特に価格等の回復が遅れている福島県産品の現状を改めて正確に把握・分析し、福島県産品の購入促進につながる施策を実施すること。
- (2) 9月に福島の食を積極的に食べて応援するフードファンクラブ「チームふくしまプライド。」を設立したところであり、こうした取組の拡大を図ること。

指示事項3. 教育旅行ほか国内外から東北への観光誘客の一層の促進

「東北観光復興元年」である本年、地元とも連携しつつ、引き続き教育旅行の回復に向け学校関係者へ働きかけを行うとともに、外国人の来訪意欲を喚起するよう、東北の観光地としての魅力を発信する取組を一層強化すること。